

御所野縄文ミュージアムカフェ運営等業務委託 「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項

1 御所野縄文ミュージアムカフェ運営事業者募集及びプロポーザル方式実施の趣旨

御所野縄文博物館(以下「当館」という。)は、当館2階に設置を予定しているミュージアムカフェ(以下「カフェ」という。)の運営事業者を募集する。

カフェは、展示を見学したあとの休憩と、当館の外風景の眺望等を楽しめるような喫茶サービスの提供を主な目的とする。加えてカフェ運営に際し学生や地域住民等がチャレンジショップとして参画できることとし、その際は指導助言を行うことも運営事業者を求めるものである。

この運営事業者の選定にあたり、各参加事業者の運営能力及び企画提案能力について、公正かつ公平な方法で審査を行い、総合的な見地から最適な運営事業者を選定するため、公募型プロポーザル(企画提案)を実施する。

2 業務の概要

(1) 名称

御所野縄文ミュージアムカフェ運営等業務委託

(2) 委託内容

ミュージアムカフェの運営等(販売・指導)

3 施設概要

(1) 対象施設

- ① 名称 御所野縄文博物館
- ② 所在地 岩手県二戸郡一戸町岩館字御所野2番地

(2) 博物館の開館日及び時間

①休館日

- ・毎週月曜日(ただし月曜日が祝祭日の場合はその翌日)
- ・年末年始(12月26日から1月3日)
- ・祝日の翌日(土曜・日曜を除く。)
- ・その他、展示物の入替え、設備等点検のための臨時休館日

- ②博物館の開館時間は、9時00分から17時00分(ただし入館は16時30分まで)

(3) 当館の特徴

世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の一つである御所野遺跡を中心に、縄文文化や一戸町の歴史について学ぶことができる施設が「御所野縄文博物館」である。遺跡の土屋根を模した屋根上緑化が周囲の景観に溶け込んでいる。

展示施設は三つのテーマ（焼けた建物の発見・御所野縄文ワールド・火とまつり）に沿って展示している。加えて屋内外での体験メニューも充実しており、縄文時代の営み等を見て、ふれて、体感できる施設である。

(4) 館内の概要

1 階のエントランスホールは、展示室やイベントなどの情報をパネルでお知らせしている。展示室入口では、6 カ国語のアナウンスとともに縄文時代の世界へ誘導する。

2 階は、郷土の文化財関連についてパネル及び実物展示のほか、体験学習ができる屋内体験工房、博物館オリジナルグッズを販売するミュージアムショップ、研修室等会議室がある。

当館へは、無料駐車場から「きききのつりはし(屋根付の歩道橋)」を渡り入館する。敷地・館内とも禁煙である。

(当館のホームページ <https://www.goshono-iseki.com> 参照)

(5) 御所野縄文公園入園者実績

過去 5 か年の入園者数は以下のとおり。

年 度	博物館開館日数	入園者数(人)
2024	299 日間	29,674
2023	305 日間	28,365
2022	295 日間	34,345
2021	269 日間	32,426
※2020	197 日間	19,589

※2020 年は、コロナ感染防止及び空調設備工事による休館日数増による

(6) 入館料

有料展示室：一般 300 円、大学生 200 円、高校生以下無料

4 企画提案に係る日程

(1) 募集開始	令和 7 年 6 月 5 日(木)
(2) 現地説明・見学会申込書提出期限	令和 7 年 6 月 12 日(木) 午後 4 時
(3) 現地説明・見学会	令和 7 年 6 月 13 日(金) 午後 2 時
(4) 質問票提出期限	令和 7 年 6 月 17 日(火) 午後 4 時
(5) 参加申込書提出期限	令和 7 年 6 月 19 日(木) 午後 4 時
(6) 企画提案書提出期限	令和 7 年 7 月 1 日(火) 正午
(7) プレゼンテーション審査	令和 7 年 7 月 7 日(月)
(8) 審査結果通知	令和 7 年 7 月 11 日(金)までに書面又は電子メールで通知

5 担当部署及び問い合わせ先

- 一戸町教育委員会 御所野縄文博物館 担当 福田・久保田
- ・所在地 〒028-5316 岩手県二戸郡一戸町岩館字御所野 2 番地
 - ・対応時間 午前 9 時 ～ 午後 4 時(休館日を除く)
 - ・電 話 0195-32-2652 / F A X 0195-32-2992
 - ・電子メールアドレス / goshono@town.ichinohe.iwate.jp

6 現地説明会・見学会

仕様等に係る詳細説明やカフェ施設・設備等を確認いただくため、現地説明会・見学会を実施します。希望される方は、現地説明会・見学会参加申込書(様式第 1 号)を提出のうえ、参加ください。

- (1) 開催日時 令和 7 年 6 月 13 日(金) 午後 2 時
- (2) 開催会場 御所野縄文博物館 2 階休憩コーナー
- (3) 申込方法 持参、郵送、F A X、または電子メール
- (4) 提 出 先 5 と同じ
- (5) 提出期限 令和 7 年 6 月 12 日(木) 午後 4 時
- (6) 受付時間 午前 9 時 ～ 午後 4 時(休館日を除く。)
- (7) そ の 他 持参以外の場合は、提出後、到着の確認を電話等で行うこと。

7 参加申込

本企画提案への参加を希望する者は、参加申込書(様式第 2 号)に掲げる書類を提出し、本要項の参加資格要件を満たしているか、確認を受ける必要があります。なお、参加資格要件を満たさない場合、企画提案書は受理いたしません。

(1) 参加資格要件

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(ただし、更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ③ 一戸町暴力団排除条例(平成 27 年一戸町条例第 19 号)第 2 条第 2 号から第 5 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- ④ 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の許可を持ち、今回募集するカフェの客席数(15 席)と同規模以上の喫茶店等において運営又は運営受託を 2 年以上継続して行っている実績があること。
- ⑤ 直近過去 3 年間に食品衛生法等関係法令による行政処分等の措置を受けたことがないこと。
- ⑥ 直近 1 年間の町税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑦ 法人・個人は問わないこと。

⑧ 店舗名が明確にあること。

(2) 提出書類

① 参加申込書(様式第2号)

② 誓約書(様式第3号)

③ 役員名簿(任意様式)※法人の場合

④ 会社概要資料(任意様式)※法人の場合

⑤ 添付書類

ア 直近1年の納税証明書(「7 参加申込(1) ⑥」に未納がないことの証明)

イ 発行後1年以内の商業登記簿謄本若しくは発行後1年以内の本籍地発行の身分証明書

ウ 直近2年の財務諸表

(貸借対照表・損益計算書)

エ 「7 参加申込(1) ④」を確認できる書類の写し

(3) 提出方法 持参、郵送若しくは電子メール

(4) 提出先 5と同じ

(5) 提出期限 令和7年6月19日(木)午後4時

(6) 受付時間 午前9時～午後4時(休館日を除く)

(7) 結果の通知 参加申込書類をもとに本要項の参加資格要件を満たしているか審査し、その結果を連絡します。(令和7年6月20日(金)から6月23日(月)の間、メール送信予定)

8 質問及び回答

質問がある場合は、質問票(様式第4号)を次により提出してください。なお、原則質問は書面のみで受け付けますが、公募要件に関する簡易なものは電話及び口頭において受け付ける場合があります。

(1) 提出方法 電子メール

(2) 提出先 5と同じ

(3) 提出期間 令和7年6月5日(木)～6月17日(火)

(4) 受付時間 午前9時～午後4時(休館日を除く)

(5) 回答 令和7年6月19日(木)正午までに全申請者に電子メールで回答する。

9 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出書類

企画提案書は、仕様書に基づき、企画提案書(様式第5号)を提出すること。この場合、別紙1「御所野縄文ミュージアムカフェ管理運営等業務委託企画提案書記載必須項目」の各項目について漏れなく記載すること。なお、企画提案書は1参加者につき1件のみとします。

(2) 留意事項

① 企画提案書(様式第5号)

- ・ 日本工業規格A4版サイズの片面または両面印刷、縦横不問、横書き、左綴じ(A3版 折込可)、ページ数制限なし
- ・ 日本語表記で12ポイント以上
- ・ 文章を補完するための図表を適宜用いるほか、専門用語等を用いる場合には解説を加える等、企画提案書を審査する者が正しく理解できるよう配慮すること。
- ・ パンフレット等の資料を添付する場合は必要最小限のものとすること。
- ・ その他、仕様書を参照のこと。

② 見積書

- ・ 様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
- ・ 見積上限額を2,400,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とすること。

(3) 提出期限 令和7年7月1日(火)正午まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とします。ただし配達事業者による遅配が生じた場合はこの限りではありません。

(4) 提出先 5と同じ

(5) 提出方法 持参、郵送又は電子メール(電子メールの場合は10Mbyte以下であること。)

(6) 提出部数 2部(電子メールの場合は1部)

(7) その他留意事項

① 提出書類について、提出後の差替え及び変更は認めないこと。

ただし、当館が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではないこと。

② 提出書類の内容について、今回の委託事業者選定以外に利用しないこと。

③ 提出書類は、返却しないこと。

④ 提出後に応募を取り下げる場合は、取下願(様式第6号)を令和7年7月4日(金)午後4時まで当館まで提出すること。取下願の提出があった場合、既に提出された書類については全て返却すること。なお、企画提案の取下げは自由であり、今後、当該取下願提出による不利益な取り扱いはしないこと。ただし、取下願の提出がなくプレゼンテーションを欠席した場合は書類返却をしないこと。

⑤ 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合があること。

⑥ 本要項の配布から選定結果の通知までの間、選定委員会委員及び事務局に対する営業活動等を禁止すること。

⑦ 書類の作成、提出に係る費用は参加者の負担とすること。

10 企画提案のプレゼンテーション

審査は当館が設置した選定委員会において、下記(2)の選考基準に基づく審査を行います。
審査は、企画提案書による書面審査及び選定委員からのヒアリングにより行います。

(1) 書面審査及びヒアリング

①実施日 令和7年7月7日(月)

1者30分以内(提案書説明15分以内・質疑応答15分以内)

※時間、場所は別途通知する。

②ヒアリング 提出された企画提案書等に対する質疑応答を中心に行います。

(2) 選考基準

受託予定者の選定にあたり、審査項目及び審査内容等は、別紙2のとおりとします。

(3) その他

- ・提案説明者は、実施体制の主担当となる者が行ってください。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外します。

11 受託予定者の決定及び公表

(1) 決定方法

- ① 最も評価が高かった応募者を第1位の受託予定者とする。
- ② 応募者が1者の場合でも選考を実施すること。
- ③ 審査の結果、ふさわしい応募提案がないときは、該当者なしとする場合があること。
- ④ 最も高い順位の応募者が委託契約の締結の辞退を申し出た場合や、12(1)に掲げる事項に該当したことにより受託予定者としての決定を取り消された場合には、次順位の応募者を受託予定者とする。
- ⑤ 選考結果は順位にかかわらず、令和7年7月11日(金)までに電子メールにより通知すること。
- ⑥ 選考結果の内容についての問合せには応じないこと。また、応募者は選考結果について異議を申し出ることはできないこと。

(2) 受託予定者の公表

受託予定者の公表については、令和7年7月11日(金)以降に一戸町ホームページで公表する場合があります。また、受託予定者の企画提案の概要について、公表する場合があります。

12 その他

(1) 受託予定者が、次に掲げる事項に該当した場合には、受託予定者の決定を取り消すことがあります。

- ① 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- ② 受託予定者の決定から委託契約の締結までの間に、受託予定者の資金事情の変化等によりカフェの運営等の履行が困難であると当館が判断したとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為などにより、受託予定者としてふさわしくないと当館

が判断したとき。

④ 受託予定者が参加者の資格を喪失したとき。

(2) 当館は、受託予定者と委託契約等の細目について協議を行い、委託契約等を締結します。

当館は、必要に応じて受託予定者の企画提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとします。受託予定者は、この求めに対し協議に応じなければならないものとします。

(3) 応募、審査、契約手続等に関し応募者が要する費用については、全て応募者の負担とします。

(4) 当館は、カフェの設置及び運営等の手続に係る事務の遂行上必要な範囲において、提出書類の複製を作成することができるものとします。また、選定手続の経過及び選定結果の公表等のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。